# 運輸・交通と環境2025年版 概要 (2025年9月発行)

# 監修

国土交通省総合政策局環境政策課

発行

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

全文バックナンバーはこちらから

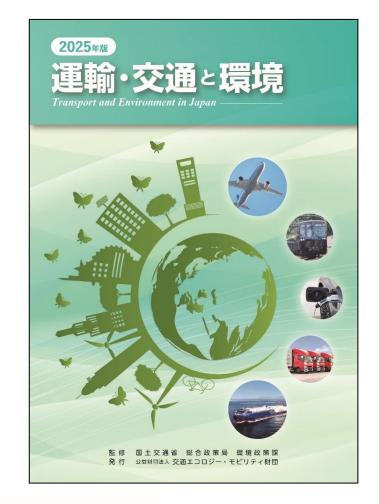
《日本語版》

http://www.ecomo.or.jp/environment/unyukotsutokankyou/index
.html

《英訳版》

http://www.ecomo.or.jp/english/tej.html







公益財団法人

交通エコロジー・モビリティ財団

# 構成

- I. 2024年における環境問題をめぐる動き
- Ⅱ. 運輸部門における主要な環境問題の現状
  - 1 地球環境問題の現状
  - 2 自動車の排出ガス問題の現状
  - 3 廃棄物・リサイクル問題の現状
- Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策
  - 1 地球温暖化対策の推進
  - 2 トラック・バス (ディーゼル車) 等の排出ガス対策の推進
  - 3 循環型社会の構築
  - 4 自治体、事業者、市民団体等の取り組み

# 構成

# IV. その他の環境問題への対策

- 1 騒音問題への取り組み
- 2 海洋汚染への対応
- 3 船舶からの排出ガス対策
- 4 化学物質対策
- 5 オゾン層破壊防止
- 6 地球環境の観測・監視
- 7 国土交通分野の気候変動への適応策

### 【参考】コラム

・P14-15 「世界各国の自動車普及率と EV車の販売比率」



• P26

「自動運転システムの実現に向けた 技術開発と制度整備」





• P45

「カーシェアリングによる 環境負荷低減効果」



• P70

「全国バスマップサミット(市民によるバスマップの取り組み)」

※「運輸・交通と環境2025年版」本編の目次構成のため、一部、概要版に含まれない項目が ございます。



	世界	日本
2015年	全ての国が定期的に温室効果ガス削減 目標を更新すると共に、その達成に向 けて努力していくことが定められた 「パリ協定」がCOP21で採択され、今世 紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼ 口にすることを目指すこととなった (=カーボンニュートラル)。	
2016年	「パリ協定」の発効。	「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、運輸部門においては、自動車・道路交通流対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策が掲げられた。
2018年	COP24において各国の温室効果ガス削減 に関する進捗報告・評価等についての 実施指針の採択。	
2020年		2050年カーボンニュートラルを目指す ことを宣言し、2030年度の新たな温室 効果ガス削減目標として、2013年度比 46%削減、さらに、50%の高みに向け て挑戦を続けることを表明。



	世界	日本
2021年	COP26において市場メカニズム(パリ協定第6条)に関する実施指針が採択。さらに「グラスゴー気候合意」にて世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することが明記。	「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等を改定し、パリ協定に基づく我が国の新たな温室効果ガスの排出削減に関する目標を提出。
2023年	COP28ではパリ協定の目的達成に向けた 世界全体の進捗を評価するグローバ ル・ストックテイクに関する決定を採 択。	
2024年	COP29では、気候資金に関する新規合同数値目標(NCQG)について、2035年までに途上国向けの気候行動に対する資金を拡大するため、共に行動することを求めることが決定。また、議論が続いていた市場メカニズムに関するパリ協定第6条について詳細ルールが決定し、完全運用化が実現。	

# Ⅱ. 運輸部門における主要な環境問題の現状

P. 2~



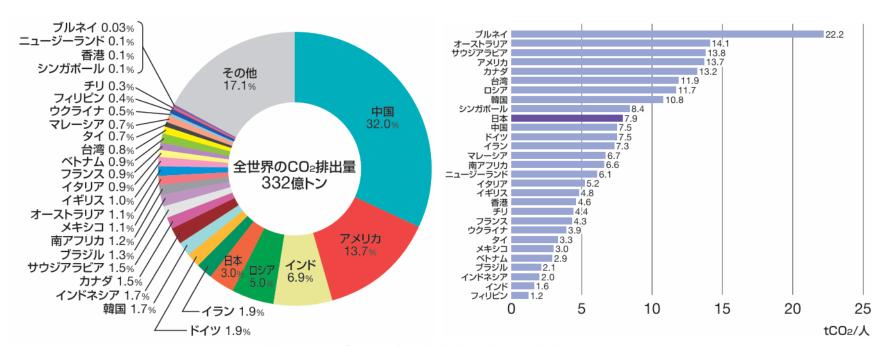
### 1 地球環境問題の現状

### (1)地球温暖化問題の現状

- ・2021年度のCO2の国別排出量割合は、日本は3.0%と世界で5番目に多い 排出量となっている。
- ・国別1人当たり排出量では10番目に位置している。

#### ●二酸化炭素の国別排出量割合(2021年)

●二酸化炭素の国別1人当たり排出量(2021年)



出典: EDMC「エネルギー・経済統計要覧2024年版」

# Ⅱ. 運輸部門における主要な環境問題の現状

P. 5~



# (2) 気候変動枠組条約と京都議定書、パリ協定

# ■気候変動枠組条約

- ・「大気中の温室効果ガス濃度を気候系に危険な人為的干渉を及ぼすことと ならない水準に安定化させる」ことを目的に1992年採択、1994年発効。
- ・2024年1月時点で、我が国を含む197カ国及び欧州連合が同条約を締結。

# ■京都議定書

- ・1997年のCOP3(京都)で採択され、2005年に発効。
- ・先進国の温室効果ガス排出量の削減割合を定め、我が国については6%削減 を目指した。(開発途上国の数値目標による削減義務はなし。)

# ■パリ協定

- ・2015年のCOP21(パリ)で採択され、2016年に発効。
- ・我が国は、2019年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を、2020年に温室効果ガスの削減目標を定めた「国が決定する貢献(NDC)」を閣議決定、同条約事務局に提出。その後、2021年に改訂。
- ・COP28で初の「グローバル・ストックテイク」が行われ、COP29では市場メカニズムに関するパリ協定第6条の詳細ルール(クレジットの分配に当たって必要な締約国政府による承認や報告の項目や様式等の細目など)が決定された。

# Ⅱ.運輸部門における主要な環境問題の現状

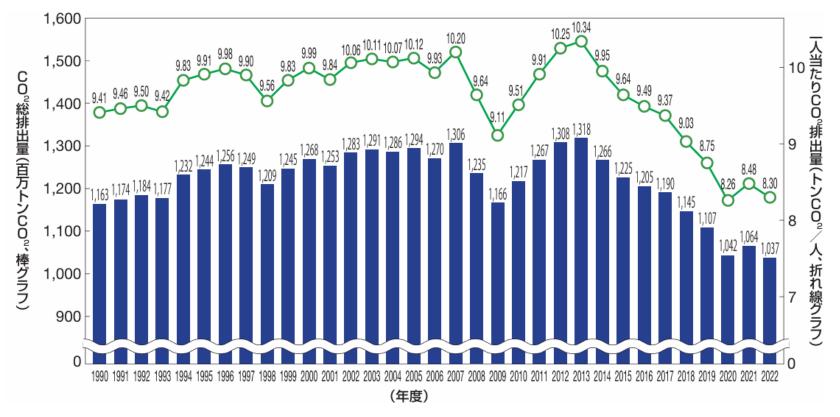
P.9~



# (3)我が国における地球温暖化問題の現状

# ■我が国の二酸化炭素排出量の推移

- ・2022年度のCO<sub>2</sub>排出量は約10億3,700万トンで、2013年度に比べ約21.3%減少。
- ・2022年度の国民一人当たりの排出量は約8.3トンとなっている。



# Ⅱ. 運輸部門における主要な環境問題の現状

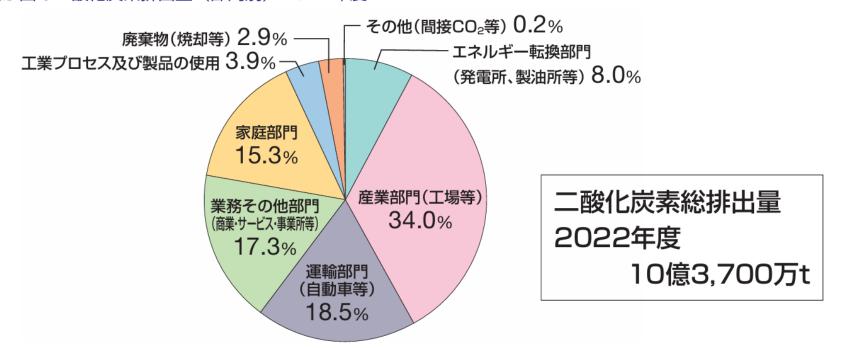
P. 9~



### ■我が国の部門別二酸化炭素排出割合

・2022年度のCO₂排出量のうち産業部門は34.0%、運輸部門は18.5%、 業務その他部門は17.3%、家庭部門は15.3%となっている。

#### ●我が国の二酸化炭素排出量(部門別)2022年度



出典:GIO「温室効果ガスインベントリ」

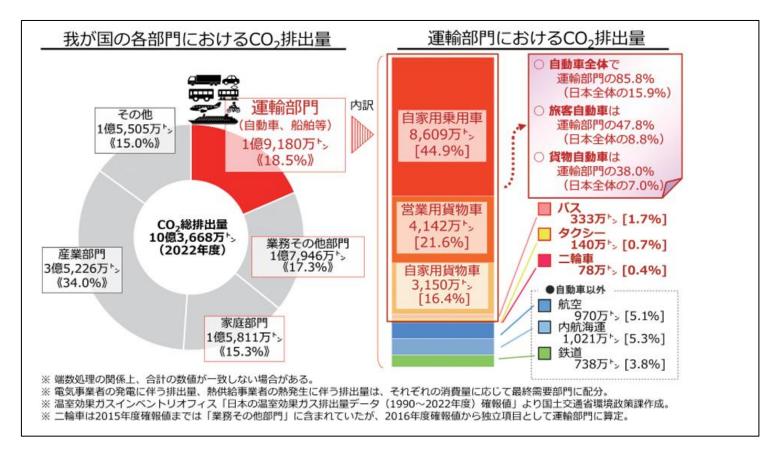
# Ⅱ. 運輸部門における主要な環境問題の現状

P. 11~



### (4)運輸部門における地球温暖化問題の現状

- ■運輸部門における二酸化炭素排出量
  - ・2022年度の我が国における部門別のCO<sub>2</sub>排出量では、産業部門が34.0%で最も高く、運輸部門は18.5%で2番目に高い。
  - ・自動車全体では運輸部門の85.8%。うち、旅客自動車が47.8%、貨物自動車が 38.0%を占めている。



# Ⅱ.運輸部門における主要な環境問題の現状

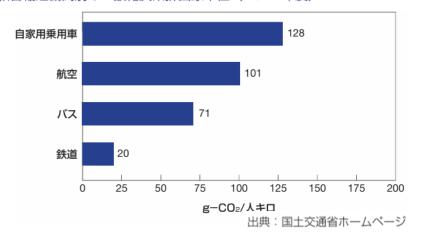
P. 12~



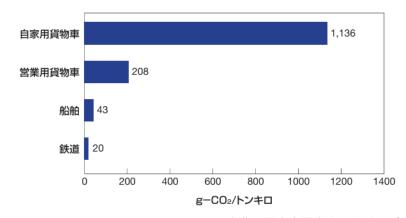
# ■輸送量あたりの二酸化炭素の排出量

- ・以下のグラフにて我が国の旅客輸送と貨物輸送において、効率の目 安となる単位輸送量当たりのCO<sub>2</sub>排出量を比較した。
- ・運輸部門において確実にCO<sub>2</sub>排出量の削減を進めるためには、排出原 単位の少ない手段への転換や、輸送の効率化が重要。

#### ●旅客輸送機関別の二酸化炭素排出原単位(2022年度)



#### ●貨物輸送機関別の二酸化炭素排出原単位(2022年度)



出典:国土交通省ホームページ

※これらの数値は、サイズや車種、船種、機種等を 区別せず、輸送機関の分類のみを考慮しています。



# 2 自動車の排出ガス問題の現状

- ・運輸部門の道路交通環境問題としては、自動車から排出される二酸化 窒素 (NO<sub>2</sub>) などの窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (SPM) 等によって 生じる大気汚染がある。
- ・NO<sub>2</sub>について、2022年度の全国での環境基準達成率は、一般環境大気測定局及び、自動車排出ガス測定局において、すべての測定局で環境基準を達成。一般環境大気測定局では、2006年度から17年連続で100%達成。
- ・SPMについても、2021年度(一般局:100%、自排局:100%)に続き、一 般環境大気測定局及び、自動車排出ガス測定局において、すべての測 定局で環境基準を達成。

P. 20



### 1 地球温暖化対策の推進

# (1)運輸部門における対策

- ・2001年以降、CO<sub>2</sub>排出量は低下傾向
- ・排出量の削減傾向を一層着実なものとするため、国土交通省では、自動車・道路交通対策、物流の効率化、公共交通機関の利用促進などの総合的な対策を推進。

#### ■国土交通省の地球温暖化対策

#### 運輸部門

- ・次世代自動車の普及促進(ハイブリッド自動車等)
- ・燃料電池自動車に係る規制見直し
- ・エコドライブの普及促進等
- ・環状道路等幹線道路ネットワークの強化
- 渋滞対策
- ・自転車利用環境の創出等

自動車単体対策

走行形態の環境配慮化

道路交通流対策

#### 自動車 • 道路交通対策

#### その他

鉄道・船舶・航空の エネルギー 消費効率の向上

#### 環境負荷の小さい交通体系の構築

物流の効率化

公共交通の 利用促進等

- ・トラック輸送の効率化
- ・鉄道、海運へのモーダルシフト
- ・国際海上コンテナ貨物の陸上輸送距離削減
- ・港湾地域における省エネ化、再エネ導入 の円滑化・利活用等の推進等
- ・鉄道やバスの利便性の向上
- ・エコ通勤の推進等

出典:国土交通省

# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.21~





# ①自動車単体対策の推進

# ■トップランナー基準による燃費改善

・自動車の燃費・電費の向上促進のため、省エネ法に基づき燃費基準(トップラン ナー基準)を設定。

車種	目標年度	目標
重量車(トラック、 バス等)	2025年度	2014年度と出荷台数比率が同じと仮定した場合、2015 年度基準値と比べて燃費を13.5%改善。
乗用車	2030年度	2016年度と出荷台数比率が同じと仮定した場合、2020 年度基準値と比べて燃費を44.3%改善。

# ■次世代自動車の開発・普及に向けた取り組み

- ・2021年策定の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、 2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう包括的な措置を講 じることなどが示された。
- ・政府は、燃費基準の策定による燃費向上等に加え、税制優遇制度や補助制度をは じめとした次世代自動車の普及を促進するための対策を実施。

P.24~

詳細はこちら



# ②環境に配慮した自動車使用の促進

- 環境に配慮した自動車使用の促進施策としてエコドライブが位置づけられている。
- ・「エコドライブ普及連絡会」(警察庁、 経済産業省、国土交通省、環境省)や 「エコドライブ普及推進協議会」(運輸 関係等16団体)などが普及促進。
- ・2006年に、エコドライブの具体的な取組 項目を示した「エコドライブ10のすす め」が取りまとめられ、2020年1月に改 定。

エコモ財団では、「エコドライブ普及推進協議会」の事務局を務めるとともに、トラック及び乗用車のエコドライブ講習の認定・登録や、「エコドライブ活動コンクール」を開催するなど、独自に様々な普及推進活動を実施。

●エコドライブ10のすすめ

# エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる"運転技術"や "心がけ"です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、 お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走 ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブ は、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。小さな意識を習慣にすることで、あなた の運転がよくなって、きっと社会もよくなります。できることから、はじめてみましょう、エコドライブ。

#### 1 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費 を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装 備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネッ トでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

#### 2 ふんわりアクセル [eスタート]

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やっしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。 集らす。穏やかな発維は、安全運転にもつながります。

#### 事間距離にゆとりをもって、 加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離 が短くなると、ムダな加速、減速の機会が多くなり、市街地では 2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。 交通状況に 応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

#### 4 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセル から足を難しましょう。そうするとエンジンプレーキが作動し、 2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下る ときにもエンジンプレーキを活用しましょう。

#### 5 エアコンの使用は適切に

車のエアコン (A/C) は車内を冷却・除温する機能です。暖房の み必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、 車内の温度設定が外気と同じ25°Cであっても、エアコンスイッ チをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房 が必要なときでも、車内を冷やしずぎないようにしましょう。

- 81 交通で自らエンジンを止める予報アイドリングストップは、3下の点で安全性に理解があるため注意、承しよう、(自動アイドリングストップ機能機能は指揮ありません。)のようには、「他国アイドリングストップ機能機能は指揮ありません。」のようには、「他国アイドリングストップ」とどの協議機能のを発起された。「他国アイドリングが開始しない場合があります。」というでは、日本の協議機能を任じたけるエンジンが開始しない場合があります。
- が明治能しない場合があります。 ・エアパッグなどの交換音響や方向器示器などが作能しないため、光朝専用付近や吸道での 手事アイドリングストップはさけましょう。 ※2 - 2012 程度の機能再などが表現ない記念性色、走りなが5種のもフォームアップ走行で充分です。 ※3 タイヤの変更により来で5%程度でします。 ※4 選定指条が5581Pelの18大変の1977年度した場合。

#### 6 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう\*\*。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に 暖機運転は不要です\*2。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

### 

出かける前に、渋湯・交通規則などの道路交通情報や、地図・カー ナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。 たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると 17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックレて洗滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

### 8 タイヤの空気圧から始める 点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう\*3。タイヤの空気圧が 適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費 が悪化します\*4。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリ ーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

#### 9 不要な荷物はおろそう

達ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重 さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、 3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感 でま、スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

#### 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車をやめましょう。 交差点付近などの交通の妨げになる 場所での駐車は、炭滞をもたらします。 迷惑駐車は、他の車の燃 費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。 迷惑駐 車の少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

#### エコドライブ普及連絡会

(警察庁 経済産業省 国土交通省 環境省



エコドライブ普及推進協議会HP→

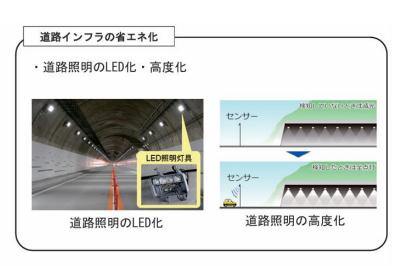
# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.27~

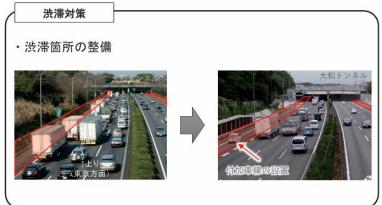


# ③道路における脱炭素化の取組の推進

国土交通省では、交通流の円滑化による走行速度の向上が実効燃費を改 善し、自動車からのCO2排出量を減らすことから、道路における様々な 脱炭素化の取組を推進。









出典:国土交诵省

P. 28~



# ④物流の効率化

- ・グリーン物流パートナーシップ会議:モーダルシフトやトラック輸送の 効率化などの荷主や物流事業者など関係者におけるグリーン物流の重要性 についての認識の共有と交流を促進。
- ・エコシップ・モーダルシフト事業:海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献企業を選定し、エコシップマークの使用を認めるなどにより、モーダルシフトを促進。
- ・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業:国土交通省と環境 省が連携し、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・ 機器の導入を支援。



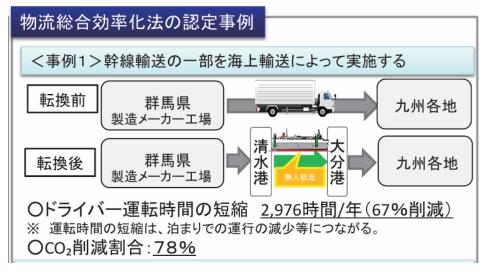
○補助対象設備等
 ※統電源
 回生車両
 本電線上下一括化
 本電線上下一括化
 上のの以上CO2削減が見込まれる車両新造・改造
 収金等
 本ののののののののののののののののである。
 本のトワークへ送電

P. 29~



# ④物流の効率化

- ・「エコレールマーク」制度の普及・拡大:環境負荷の少ない鉄道貨物輸送 に積極的に取り組んでいる企業や商品を認定。
- ・港湾におけるカーボンニュートラルポート形成の推進:脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図る。
- ・物流総合効率化法に基づく計画の認定:高度で一定以上の規模を持つ物流施設(特定流通業務施設)を中核として物流の総合化及び効率化を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等を実施。



出典: 国土交通省



# 4物流の効率化

- ・グリーン経営認証制度:運輸関係企業においても環境保全のための取組が推進さ れるよう、グリーン経営推進マニュアルを普及。自社の環境保全への取組状況を 把握し、その結果に基づき推進マニュアルを参考にして改善策を検討し、行動計 画を作成して、改善策を実行。このサイクルを繰り返すことで、環境負荷の低減 につなげる。
- ・流通業務の脱炭素化促進:地域の集配拠点や物流施設等において、次世代エネル ギーである水素や再生可能エネルギー等を活用した先進的な取組を行う際の充 填・充電設備等の導入を支援。



エコモ財団では、グリーン経営認証制 度の認証機関として、一定レベル以上 の取組を行っている運輸事業者を認 証・登録。

認証登録された事業者は、2024年末ま でに3,050事業者6,058事業所。 事業者の保有台数の10.1%~14.6%)

P.33~

詳細はこちら



# ⑤公共交通機関の利用促進

# ■交通政策基本法の制定

- ・国際交通、幹線交通及び地域交通に ついて、国が自治体、事業者等と密 接に連携しつつ総合的かつ計画的に 必要な施策を推進していくため、交 通に関する施策についての基本理念 を定め、関係者の責務等を明らかに し、政府に交通政策基本計画の閣議 決定・国会報告を義務づけている。
- ・第2次交通政策基本計画(2021年5月 28日閣議決定)の計画期間は、2021 年度~2025年度まで。

#### ●交通政策基本法における国の施策

#### 国の施策(第16条〜第31条)

#### 【豊かな国民生活の実現】

- ○日常生活の交通手段確保(第16条)…離島等の地域の諸条件への配慮
- ○高齢者、障害者等の円滑な移動(第17条) …妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- ○公共交通機関に係る旅客施設及びサービスに関する安全及び衛生の確保(第17条の2)
- ○交通の利便性向上(第18条)…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

#### 【国際競争力の強化】

○国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化(第19条)

#### 【地域の活力の向上】

- ○国内交通ネットワークと拠点の形成(基幹的な高速交通網の形成を含む)、 輸送サービスの提供の確保(第20条)
- ○交通に関する事業の基盤強化、人材の確保支援(労働条件の改善を含む)・育成等 (第21条)

#### 【大規模災害への対応】

○大規模な災害が発生した場合における交通の機能低下の抑制及び迅速な回復等、耐震性 向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難(第22条)

#### 【環境負荷の低減】

○ エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等(第23条)

#### 【適切な役割分担と連携】

- 〇総合的な交通体系の整備、交通需要·老朽化に配慮した重点的な整備(第24条)
- ○まちづくり、観光等との連携、関係者間の連携・協働の促進(第25~27条)
- ○調査研究(第28条)
- ○技術の開発及び普及、ICTの活用(第29条)
- ○国際的な連携の確保及び国際協力の推進、交通インフラの海外展開(第30条)
- ○国民等の意見を反映(第31条)

「交通政策基本計画」の策定・実行(第15条) <審議会への諮問、閣議決定>

出典:国十交诵省

P. 38~

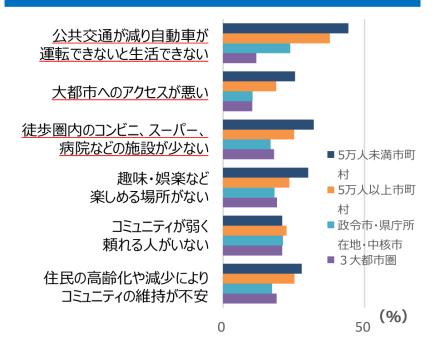
H2=100とした場合の推移



# ■「交通空白」の解消等に向けたリ・デザインの全面展開

令和5年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通へのリ・デザインを推進。また、令和7年度から9年度を「交通空白解消・集中対策期間」と定め、地域の取組を総合的に後押ししていく。

### 居住地域に対する不安(地域別)



(出典) 国土交通省「平成29年度国民意識調査」

#### 路線バス、地域鉄道、内航旅客船の利用者数

80 61 60 40 路線バス (三大都市圏以外) 20 地域鉄道

(出典)「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」、「船舶運航事業者 等の提出する定期報告書に関する省令」に基づく国土交通省海事 局内航課調査より国土交通省作成

- 内航旅客船

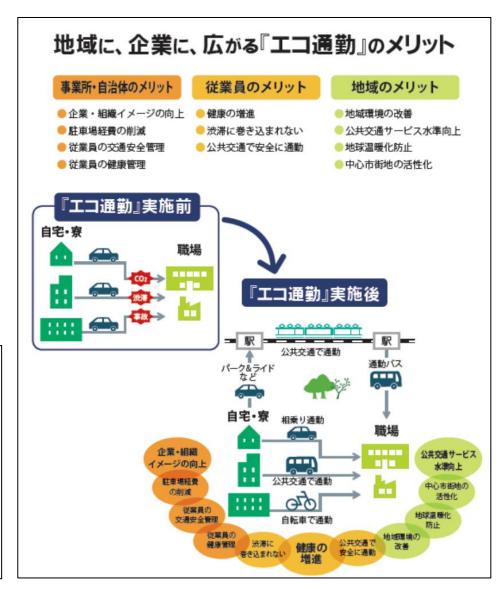
# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.41~



# ■エコ通勤の推進

- ・2009年6月から、通勤時における 交通手段を自家用乗用車から公 共交通機関や自転車、徒歩など への転換を促進する「エコ通 勤」の普及促進を図ることを目 的として、「エコ通勤優良事業 所認証制度」が開始。
- ・2025年2月末現在で861事業所が 登録。

エコモ財団では、エコ通勤の認証機関 である「公共交通利用推進等マネジメ ント協議会」(交通事業者団体や経済 団体、関係行政機関などで構成)を、 国土交通省総合政策局参事官(交通産 業)室とともに事務局として運営。ま た、エコ通勤の普及促進のためのツー ル作成等を実施。



P. 43~



# ⑥環境的に持続可能な交通(EST)の推進

国土交通省等では、「環境的に持続可能な交通(EST: Environmentally Sustainable Transport)」の実現をめざす先導的な地域を選定し、関係省庁が連携して支援策を講じる「ESTモデル事業」を推進してきた。 現在は、これまでの取組成果の情報提供やEST交通環境大賞の実施など、関係省庁等と連携しながら、地方自治体や交通事業者等への普及推進に取り組んでいる。

#### 環境的に持続可能な交通 (EST) の実現

- ・平成16年度から18年度にかけて、公共交通機関の利用促進や自動車交通流の円滑化などによりESTの実現を 目指す先導的な地域をESTモデル地域として27箇所選定し、関係省庁、関係部局の連携により集中的に支援を実施。
- ・今後は、27箇所のESTモデル地域による先導的取組から、全国規模でのEST普及展開へと転換を図る。



エコモ財団では、ES T普及推進事業の事務 局として、EST交通環境 大賞を実施するととも に、その表彰式をかね た「EST普及推進フォー ラム」や、自治体や交 通事業者を対象とした 講習会等を開催。

地域の特色を活かしたESTの実現に取り組む自発的な地域に対し、これまでのEST取組成果の情報提供を行うなど、関係省庁と連携しながら支援し、全国規模でESTを普及展開する。

# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.46~



### (2) 省エネ法に基づく取り組み

省エネ法において、事業者は、国の定める判断基準に基づいたエネル ギーの使用の合理化等が求められている。2022年5月に可決成立した改 正省エネ法では、事業者に対して新たに非化石エネルギーへの転換等に 向けた目標設定及び達成に向けた取り組むべき措置の実施が求められて いる。また、運輸部門では、物流における省エネを確実にするため、輸 送事業者だけではなく、荷主も対象となっている。

#### ●運輸部門の対象

#### 輸送事業者

(貨物・旅客)

貨物・旅客の輸送を業として行なう者 (自家輸送を含む)

トラック輸送、バス・タクシー、鉄道、航空、 内航海運、旅客船 など

#### 特定輸送事業者

省エネ計画作成・報告の義務

#### 指定条件

企業単位(1社での合計)で次の場合

トラック、バスの保有台数 200台以上 タクシーの保有台数 350台以上 旅客船、内航海運 保有船腹 2万総トン以上 鉄道の保有車両数 300両以上

#### 荷主

契約等により貨物を貨物輸送事業者に輸送 させている者又は貨物の輸送方法等を実質 的に決定している者

(自家輸送を含む)

#### 特定荷主

(2024年12月末時点 793社)

省エネ計画作成・報告の義務

#### 指定条件

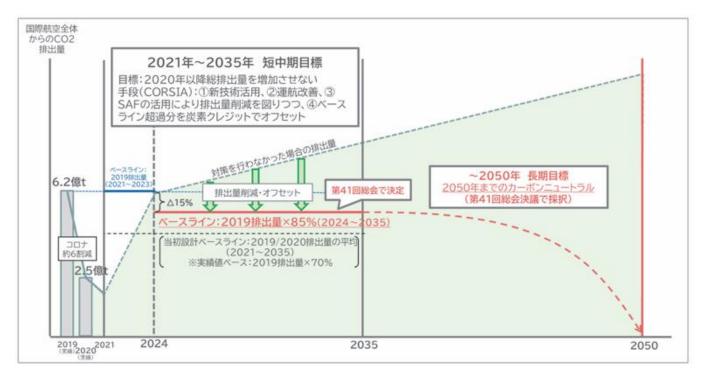
貨物の年間輸送量 (自社輸送分+委託分)が 3000万トンキロ以上

P. 49~



# (3) 国際海運・航空分野における対策

- ・国際海運:国際海事機関(IMO)では、2023年7月に、IMO GHG削減戦略 を改定し、「2050年頃までにGHG排出をゼロとする」を国際海運の新た な目標とすることで合意。
- ・国際航空分野:2050年までのカーボンニュートラル及び、2024年以降の CO<sub>2</sub>排出量を国際航空全体で2019年比85%まで削減する目標が決定。これらの達成には、運航方式の改善、持続可能な航空燃料(SAF)の利用 促進等が重要課題となっている。



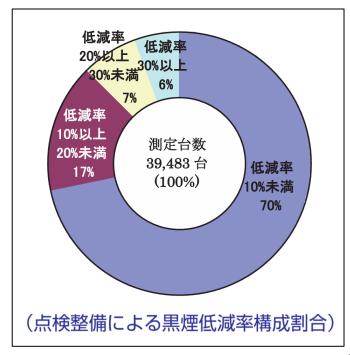
# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.51~





# 2 トラック・バス (ディーゼル車) 等の排出ガス対策の推進

- ・ディーゼル車の排出ガス対策として、メーカーに対しては自動車排ガス 規制を設けており、使用者に対しては、自動車NOx・PM法により、環境 基準未達成局が多い都市部で「窒素酸化物対策地域」及び「粒子状物質 対策地域」を定め、大気環境基準を目標年度までに達成することを目指 している。(2022年施行令の改正:目標年度2026年)
- ・国土交通省では、適正な燃料使用を促すた め、2005年度から街頭検査等で燃料の硫黄 分を検査し、硫黄分が高く不正軽油を使用 していることが判明した場合には、警告又 は、適正な燃料への入れ替えを命じる整備 命令を発令し、不正軽油の使用を排除。

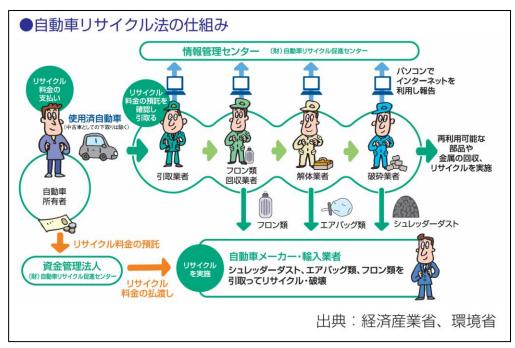






### 3 循環型社会の構築

- ・国土交通省では、循環資源の広域流動の拠点となるリサイクルポート (総合静脈物流拠点港)として、全国22港を指定し、積替・保管施設等 の循環資源取扱支援施設の整備等を実施。
- ・自動車リサイクルについては、2005年1月に自動車リサイクル法が施行 され、使用済自動車のリサイクル率向上のため、自動車製造業者を中心 とした関係者に適切な役割分担が義務づけ。
- ・船舶のリサイクルについては、 2025年6月にシップ・リサイク ル条約が発効。日本国内におい ては、シップ・リサイクル条約 の国内法である「船舶の再資源 化解体の適正な実施に関する法 律」(シップ・リサイクル法) を円滑に執行。



P. 57~



### 4 自治体、事業者、市民団体等の取り組み

# (1) 自治体の取り組み

- ・宇都宮市:LRTの運行や地域内交通のEV化 など、公共交通と自動車が共存する脱炭素 型のネットワーク型コンパクトシティの実 現を目指す。
- ・小山市:市内唯一の公共交通バス「おーバス」利用促進のための広報紙配布、路線拡充などの取組により、利用者数は2008年約36.7万人から2021年度は83.7万人に増加。
- ・鹿追町:家畜ふん尿、生ごみ等を活用した 「バイオガス自動車」の運用、水素サプラ イ事業を商用化など、先進的且つ総合的に 交通環境対策に取り組み、「日本ジオパー ク・脱炭素先行地域」として、持続可能性 を追求。

#### ●ライトライン



●おーバス



最低限のサービスから、便利なサービスへ 積極的な新路線、増便

●北海道内唯一の定置式水素ステーション「しかおい水素ファーム」



# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.60~



# (2)事業者の取り組み

### 全日本トラック協会

環境性能に優れたトラックの普及や事業者単位でのCO2排出総量の把握等を通じて、 2030年度の営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単 位で2005年度比31%削減することを目標としている。

### 公益社団法人日本バス協会

国や自治体、日本バス協会の助成制度を活用した電動車や低燃費バス等の積極的 な導入促進や、エコドライブの全国的推進の取り組み等を通じて、2030年度にお けるCO<sub>2</sub>排出原単位の2015年度比6%改善及び、自家用乗用車からバスへの利用の 転換を目指す。

### 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

先進技術の導入を促進し、空車走行の削減等による運行効率化や、車両の環境対 応車への切り替え、エコドライブ等の実施を通じて、2030年度に2010年度比25%の CO<sub>2</sub>排出削減を目指す、自主的行動計画を策定。

### -般社団法人日本冷蔵倉庫協会

フロンを使わない省エネ機器の導入の推進、調査、人材育成、グリーン経営認証 の取得促進を図るなどの取り組みを実施。

# Ⅲ. 運輸部門における主要な環境問題への対策 P.69~



# (3) 市民団体の取り組み

- ・カーフリーデー: マイカーから公共交通や自転車などへの転換を図るため、毎年9月に世 界約3000都市で、モビリティウィーク&カーフリーデーが開催され、 2024年には、国内でも8都市で実施。
- ・熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議: 熊本県では中心部を除き、自動車が主な移動手段となっているため、安 全運転エコドライブ支援システムによるエコドライブ診断を推進。
- ・一般社団法人姫島エコツーリズム: 大分県姫島村において、観光客向け にグリーンスローモビリティ等の脱 炭素な観光移動モビリティをレンタ カーとして提供し、島内における観 光客向けの二次交通の提供による不 便さの解消と、電動モビリティの活 用による新たな観光の魅力の創出を 目指している。

### 「青空コンセント」と電動モビリティ





### 1 騒音問題への取り組み

- ・自動車交通騒音の2022年度の環境基準達成状況については、近年緩やか な改善傾向にある。
- ・新幹線の騒音については、環境基準が達成されるよう、音源対策や土地 利用対策を推進。
- ・航空機騒音対策は、航空機の低騒音化、運航方法の改善等の発生源対策 と、騒音影響の少ない海上での空港の開港や、防音壁等の設置等を効果 的に組み合わせて取り組んでいる。

### 2 海洋汚染への対応

大規模油汚染対策:海上安全・海洋環境保全に関する条約等の基準を満たさない船舶の排除のため、国際的な取り組みへの参加、ポートステートコントロール(PSC)の強化等を実施。

# 3 船舶からの排出ガス対策

MARPOL条約の改正により2020年1月から船舶燃料油中の硫黄分濃度の規制値が3.5%以下から0.5%以下に強化され、船舶からのSOxやPMの排出削減が世界的に進められている。

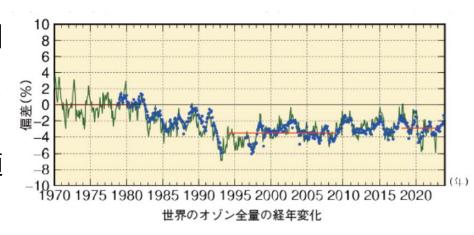


### 4 化学物質対策

ダイオキシン類への対応として、国土交通省では、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」の策定や、「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル」の改訂などにより、ダイオキシン類の調査、対策及び海洋の汚染状況モニタリングなどを実施。

### 5 オゾン層破壊防止

オゾン層の保護と地球温暖化の原因 となるフロン類の排出抑制のため、 冷蔵庫やエアコンなどからのフロン 類の回収等を義務付けるとともに、 フロン類の使用の合理化や管理の適 正化が求められている。



### 6 地球環境の観測・監視

温室効果ガスの状況を把握するため、大気中のCO<sub>2</sub>等を国内2箇所の観測所で、北西太平洋の洋上大気や表面海水中のCO<sub>2</sub>を海洋気象観測船で観測。また、地球全体の海洋変動を即時的に監視・把握するため、アルゴ計画を推進。

# IV. その他の環境問題への対策

P. 93~



### 7 国土交通分野の気候変動への適応策

2021年10月、我が国全体の気候変動適応策の強化を図るため、気候変動 適応法に基づく「気候変動適応計画」を改定。

■国土交通省気候変動適応計画(分野別施策の概要)

#### 自然災害分野

#### 〇水害

- ・比較的発生頻度の高い外力に対し、施設により災害の発生を防止
- ・施設の能力を上回る外力に対し、施策を総動員して、できる限り被害を軽減
- ・災害リスクの評価・災害リスク情報の共有
- 1)比較的災害リスクの高い外力に対する防災対策 ・施設の着実な整備 ・既存施設の機能向上 ・できるだけ手戻りのない施設の設計 等
- 2)施設の能力を上回る外力に対する減災対策 ①施設の運用、構造、整備手順等の工夫 ②まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策 ③避難、応急活動、事業継続等のための備え

#### 〇土砂災害

- ・土砂災害の発生頻度の増加への対策、深層崩壊への対策
- ・リードタイムが短い土砂災害への警戒避難
- ・災害リスクを考慮した土地利用、住まい方等

#### 〇高潮·高波等

- 1)港湾・港湾における海象のモニタリングとその定期的な評価
  - ・防護水準等を超えた超過外力への対策
  - ・「フェーズ別高潮対応計画」の策定・実行等
- 2)海岸・災害リスクの評価と災害リスクに応じた対策
  - ・進行する海岸侵食への対応の強化 等

# 床上浸水の発生機度

【きめ細かい災害リスク情報の避 難判断、まちづくり等への活用】

#### 水資源:水環境分野

○水資源 ・既存施設の徹底活用、雨水・再生水の利用、 危機的な渇水時の被害を最小とするための対策 等

○水環境 ・モニタリングや将来予測に関する調査研究、水質改善対策

#### 国民生活·都市生活分野

#### 〇交通インフラ

- ・(鉄道)地下駅等の浸水対策
- (港湾)事業継続計画(港湾BCP)に基づく 訓練
- ・(海上交通)海域監視体制の強化対策等
- ・(空港)空港機能確保のための対策検討等
- ・(道路)安全性・信頼性の高い道路網の整備、 無電柱化等の推進、自転車の活用等
- (物流)物流BCP、支援物資の輸送・保管協定 等に係る高度化、鉄道貨物輸送における輸送 障害対策

#### 〇ヒートアイランド

- ・地表面被覆の改善(民有地や公共空間等に おける緑化の推進、都市公園整備、下水処理 水活用等)
- 人工排熱の低減(住宅・建築物の省エネ化、 低公害車の普及拡大、自転車交通の役割拡 大、下水熱の利用促進等)



【地下鉄駅の止水版 による浸水対策】



產業·経済活動分野

北極海航路の

利活用



【屋有地の緑化】

# 【质有地の

# 基盤的取組

#### 〇普及啓発·情報提供

- ・防災、気候変動に関する知識の普及啓発
- ・地理空間情報の提供等

#### 〇観測・調査研究・技術開発

- ・気象や海面水位、国土の観測・監視
- ・気候変動の予測、雪氷環境変動傾向の解明等
- ・増大する外力が洪水・内水対策に及ぼす影響

#### 〇国際貢献

- ・防災分野における我が国の技術・知見の海外 への提供
- ・国際的な観測監視、研究への参画等

出典:国土交通省

# 本資料は、「運輸・交通と環境2025年版」の概要版です。

・全文はこちらから

https://www.ecomo.or.jp/environment/unyukotsutok
ankyou/data/unyu koutuu to kankyou 2025 all.pdf

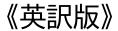


全文バックナンバーはこちらから



《日本語版》

http://www.ecomo.or.jp/environment/unyukotsut
okankyou/index.html



http://www.ecomo.or.jp/english/tej.html





※エコモ財団の各事業の取り組みについては、エコモ財団HPより ご覧いただけます。

https://www.ecomo.or.jp/